

広島県病院事業局文書規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県病院事業管理規程第五号

#### 広島県病院事業局文書規程

(趣旨)

第一条 病院事業局における公用文の作成及び文書等の管理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公用文の作成)

第二条 病院事業局の公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式その他公用文の作成に関しては、別に定めるもののほか、公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の例によるものとする。

(文書等の管理)

第三条 病院事業局県立病院課の文書記号並びに病院事業管理者の保有する文書等の管理に必要な帳票等及び印は、次の各号に定めるものとする。

- 一 文書記号 県病
- 二 帳票等及び印 広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）別表第一に定める帳票等及び印で、病院事業局の機構等に応じ適宜変更したもの

2 前項に定めるもののほか、病院事業管理者の保有する文書等の管理については、広島県文書等管理規程（平成十三年広島県規則第三十一号）の規定（第一条の規定を除く。）及び広島県文書等管理規程の規定（第九条、第十四条、第二十三条第一項第一号、第二十四条、第二十八条第四項ただし書、第三十条ただし書及び別表第二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規則又は規程の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

広島県文書等管理規程		第二条第一号	知事部局	病院事業局
	第二条第三号	広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）第二条第二項に規定する本庁	地方機関	病院
	第二条第四号	広島県行政組織規則第五条、第六条及び第十七条の課並びに第七条の室その他これらに類するもの	広島県行政組織規則第二条第三項に規定する地方機関	広島県病院事業組織規程第二条第三項に規定する病院



第十條第四項	総務課長	本庁にあつては総務課において総務局総務管理部長から、地方機関にあつては庶務事務を取り扱う課において地方機関の長	総務課長	県立病院課長	病院にあつては総務課において病院の長
	広島県電子申請システム取扱要領	広島県病院事業局における電子申請システム取扱要領	広島県電子申請システム取扱要領	広島県病院事業局における電子申請システム取扱要領	広島県病院事業局における電子申請システム取扱要領
第十一條	地方機関	当該地方機関の長	地方機関	病院	当該病院の長
	総務課長	主務局長、主務部長等	地方機関	病院	病院事業局事務部長
第十五條第二項	地方機関	知事（知事が不在の場合は副知事、知事及び副知事が共に不在の場合は総務局長）	地方機関	病院	病院事業管理者
	当該地方機関の長	当該地方機関の長	当該地方機関の長	病院	病院の長
第二十三條第一項 第二号	地方機関	課及び地方機関	地方機関	病院	病院
	総務課長	課及び地方機関	地方機関	病院	県立病院課及び病院
第二十六條第一項	地方機関	当該地方機関の長	地方機関	病院	県立病院課長
	別表第二	別表第二	当該病院の長	当該病院の長	当該病院の長
第二十六條第二項	地方機関	当該地方機関の長	病院	病院	広島県病院事業局文書規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第五号）第三条第一項第一号
	当該地方機関の長	当該地方機関の長	病院	病院	当該病院の長
第二十七條第一項	規則	規則	規則	規則	規則
	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」
第二十七條第二項	規則	規則	規則	規則	規則
	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」	「広島県規則」、 「広島県訓令」

第三十二条第二項		地方機関		総務課長		第三十九条から第四十三条まで		第四十六条	
地方機関の長		病院の長		病院		総務課長等		県立病院課長等	
広島県電子メール取扱要領		広島県病院事業局における電子メール取扱要領		広島県病院事業局における電子文書交換システム取扱要領		広島県電子申請システム取扱要領		広島県電子文書交換システム取扱要領	
広島県電子文書交換システム取扱要領		広島県病院事業局における電子文書交換システム取扱要領		広島県病院事業局における電子申請システム取扱要領		広島県電子申請システム取扱要領		広島県電子申請システム取扱要領	
第四十八条（見出しを含む。）		地方機関		病院		第四十七条		第四十九条	
知事		病院事業管理者		病院		広島県電子申請システム取扱要領		総務課長	
地方機関の長		病院の長		病院		広島県電子申請システム取扱要領		当該地方機関	
当該地方機関		当該病院		当該病院		当該病院		当該地方機関	
県立病院課長		県立病院課長		県立病院課長		県立病院課長		県立病院課長	

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。